

幸田町都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、民有地の緑化及び町民参加で実施する緑化活動の経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。）並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条の事業を行う予定であるものであって、町税の滞納をしていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。第2号及び第3号において同じ。）
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 町内の市街化区域又は市街化調整区域内の既存集落において、民有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業で、次の要件を満たすもの

ア 事業により緑化する面積が50平方メートル以上（生垣については、延長が15メートル以上）であること（生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。）。

イ 別表第1の緑化施設評価認定表に定める基準を満たすものであること。

ウ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

エ 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りではない。

オ 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

カ プランター等であって、土地又は建物に定着していない移動可能なものを使用してい

ないこと。

(2) 町民参加緑づくり事業 町民団体等が町内の公有地において町民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する事業で、次の要件を満たすもの

ア 参加者が延べ50人以上であること。

イ 営利を主たる目的としないこと。

ウ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ 授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、料金が社会通念上低廉な額であること。

オ 事業を実施する町民団体等（以下この項において「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

カ 事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ 事業実施団体の規約、会則等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

ク 事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。

ケ 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理をすること。

2 前項の事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、第11条に規定する日までに実績報告の手続が完了するものでなければならない。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における事業又は他の補助金の交付を受ける事業は、補助の対象としない。

4 古木、銘木等の樹木単価又は大径木の運搬、植付等の植栽費用が極めて高額なものは、対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金の額を算定することができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人

(6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者

(7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（交付申請）

第6条 申請者は、幸田町都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書

類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業計画書（様式第2号又は様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 都市緑化推進事業に対する承諾書（申請者と事業を行う敷地等の所有者が異なる場合に
限る。）（様式第5号）
- (5) 事業内容を表した図面、着手前写真
- (6) 事業に要する経費の見積書
- (7) 町税の完納を証する納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類
（交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、幸田町都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、幸田町都市緑化推進事業変更承認申請書（様式第7号）に事業の変更内容がわかる書類を添え、あらかじめ町長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第9条 町長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、幸田町都市緑化推進事業変更承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第7条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

（事業の廃止）

第10条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、幸田町都市緑化推進事業廃止届（様式第9号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに、幸田町都市緑化推進事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号又は様式第12号）
- (2) 行祭事に使用した配布資料等の控え（町民参加緑づくり事業に限る。）
- (3) 事業に係る図面（平面図、緑化構造図）
- (4) 事業の実施状況及び完了後の写真
- (5) 事業に要した経費の領収書の写しその他これに類するもの
- (6) 収支決算書（様式第13号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類

(補助金交付額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、幸田町都市緑化推進事業補助金確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

2 前項において、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定の取消しを行うことができるものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、速やかに幸田町都市緑化推進事業補助金請求書(様式第15号)を、町長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第14条 補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板(様式第16号)を事業施工箇所に設置しなければならない。ただし、表示板の設置が不可能な場合には参加者にあいち森と緑づくり税を活用した事業であることを紙面をもって周知することで表示板の設置に代えることができるものとする。

(緑化施設の維持管理)

第15条 補助事業者は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって、緑化施設の維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を、町長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 町長は、補助事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこの要綱の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

緑化施設評価認定表

事業内容	基準
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	次に要件のいずれかを満たすこと。 1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3 管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること。
生垣設置	次の要件のすべてを満たすこと。 1 生垣の接道（公道及び町長がこれに準ずると認める道路に接することをいう。）の延長が設置した生垣の全体延長の 50 パーセント以上であること。 2 樹木の高さが宅地面から 0.6 メートル以上であること。 3 延長 1 メートル当たり 2 本以上植樹すること。 4 幸田町狭あい道路に係る後退用地等の確保に関する要綱第 2 条第 1 項第 3 号で定義する後退用地内には設置しないこと。

備考 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）等において緑化率の規制がある場合は定められた緑化率を 2 パーセント以上上回ること。

別表第2（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金交付額
緑の街並み 推進事業	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設及び生垣設置に係る工事費とする。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が1年から2年間程度しか見込めないものを除く。	<p>1 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。</p> <p>(1) 屋上緑化、壁面緑化は緑化面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 空地緑化は緑化面積に1㎡当たり1万5,000円を乗じて得た額</p> <p>(3) 駐車場緑化は、緑化面積に1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(4) 生垣緑化は、生垣の延長に1m当たり5,000円を乗じて得た額</p> <p>2 補助金の交付額は、500万円を上限とする。</p> <p>3 補助金の交付額が10万円未満（生垣設置については、3万円未満）の場合は、交付しない。</p>
町民参加緑 づくり事業	工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料及び需用費とする。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他町長が補助事業の実施に必要ないと認める経費は、対象としない。	<p>1 補助金の交付額は、300万円を上限とする。</p> <p>2 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>

備考 工事費、役務費及び委託料については、工事目的物の完遂にあたり高度な専門知識、技能又は資格を必要とするもの、危険な作業を伴うこと等により、一般町民による施工が困難なものを対象とする。